

令和3年10月4日

保護者 様

安城市教育委員会
安城市立明祥中学校長

「発熱等の風邪の症状がある場合の登校について」の対応の変更について

日頃は、本校の教育活動に対し深いご理解とご協力をいただき、誠に有難うございます。

10月1日（金）より愛知県が緊急事態の対象区域から除外され、愛知県独自に「愛知県厳重警戒措置」が実施されたことに伴い、愛知県教育委員会より『「愛知県厳重警戒措置」に伴う県立学校の対応について』が示されました。

それに伴い、8月27日（金）付けで配布した文書「新型コロナウイルス感染症に関するお願い」の内容を、10月5日（火）より下記のように変更いたします。

つきましては、新型コロナウイルス感染症から子どもたちを守り、学校で安心・安全な生活を送ることができるよう、ご理解、ご協力をお願いします。

記

発熱等の風邪の症状がある場合の登校について

変更前

- (1) 本人に発熱等の風邪の症状がある場合
 - ・ 症状がなくなるまでは自宅で休養します。
- (2) 登校後、本人に発熱等の風邪の症状が出た場合
 - ・ 学校より保護者に連絡をし、お迎えをお願いいたします。兄弟姉妹がいる場合、一緒に早退させます。
 - ・ 小学校に在籍する兄弟姉妹についても早退させます。学校間で連絡を取り合い、小学校からも保護者に連絡をします。
- (3) 同居の家族に発熱等の風邪の症状がある場合
 - ・ 登校させないでください。
- (4) 登校後、同居家族に発熱等の風邪の症状が出た場合
 - ・ お子さんの在籍する小中学校へ連絡をしていただき、本人及び兄弟姉妹のお迎えをお願いいたします。
- (5) 同居家族等が濃厚接触者に特定された場合
 - ・ 検査で当該家族の陰性が判明するまで、登校させないでください。

変更後

- (1) 児童生徒本人に発熱等の風邪の症状がある場合は、登校を控えてください。
- (2) 児童生徒の同居家族が濃厚接触者に特定された場合や、同居家族等が風邪症状等によりPCR検査等を受ける場合については、学校までご連絡ください。児童生徒の登校について、その都度、ご相談させていただきます。なお、新型コロナウイルスへの感染が心配なため、登校を控えさせたいという場合につきましては、その旨、学校にご相談ください。
- (3) 児童生徒に発熱等の風邪症状があり、すぐに治まった場合（例：夜に発熱、翌朝解熱）の登校については、その都度、学校までご連絡いただき、ご相談させていただきます。

（問い合わせ先 教頭 安田 雅人 電話 0566-92-0019）